

## 横浜家庭裁判所委員会議事概要

### 横浜家庭裁判所委員会（11月26日）議事概要

#### 1 日 時

平成15年11月26日（水）午後1時30分～午後4時

#### 2 場 所

横浜家庭裁判所大会議室

#### 3 出席者

（委員）五十音順・敬称略

石川恵美子（横浜弁護士会所属弁護士）

伊藤正一（横浜家事調停協会連合会会長）

梶村太市（横浜地方法務局所属公証人）

北村史雄（横浜家庭裁判所裁判官）

輿石英雄（横浜弁護士会所属弁護士）

竹内直樹（横浜市立大学医学部付属病院小児精神神経科部長）

土居葉子（横浜家庭裁判所裁判官）

中井國緒（横浜地方検察庁総務部長）

中村香織（横浜市福祉局児童福祉部児童家庭課長）

長澤明彦（川崎商工会議所副会頭）

堀内かおる（横浜国立大学教育人間科学部助教授）

八束和廣（横浜家庭裁判所裁判官）

山嶋行雄（テレビ神奈川業務本部総務局長）

山本蛭夫（神奈川県人権担当部長）

平松雄造（神奈川新聞社メディアセンター建設委員会事務局長）は都合により欠席  
（横浜家庭裁判所委員会運営検討会）

慶田康男（裁判官）、柴義人（事務局長）、秦稔幸（首席家裁調査官）、山本要一（家事首席書記官）、大沼津（少年首席書記官）

(委員会事務局)

今井金也(総務課長), 定久朋宏(総務課課長補佐), 汐碓泰子(総務課文書係長),  
鈴木浩之(総務課文書係主任)

#### 4 配布資料

##### (1) 事前配布資料(基礎資料)

- ア 裁判所データブック2003
- イ 家庭裁判所の状況に関する資料(A-1~5)
- ウ 新たな人事訴訟制度に関する資料(B-1~3)
- エ 家事調停事件に関する資料(C-1~7)
- オ 家事審判事件に関する資料(D-1~6)
- カ 少年審判事件に関する資料(E-1~3)
- キ 家庭裁判所に関する各種リーフレット等(F-1~5)

##### (2) 当日配布資料

- ア 横浜家庭裁判所委員会アンケート集計結果
- イ 家事事件年度別新受・既済・未済事件数(調停)
- ウ 家事調停事件の手続の流れ(イメージ)
- エ 人事訴訟法(官報写し)
- オ 人事訴訟規則(官報写し)
- カ 広報誌「司法の窓」Vol.62, 63

#### 5 議 事

##### (1) 所長あいさつ

##### (2) 委員の自己紹介

##### (3) 委員長の選出

互選により八束委員が委員長に選出された。

##### (4) 委員長代理の指名

土居委員が委員長代理に指名された。

##### (5) 議事運営事項の決定

###### ア 委員会の招集について

委員会は, 委員長が招集する。

###### イ 委員会の成立について

委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができないものとする。

ウ 委員会の開催回数について

委員会は、少なくとも年2回以上開催するものとし、委員の要望等を踏まえて、必要に応じて開催する。

エ 委員会の議事について

委員会の議事は、公開しない。なお、報道機関からの取材申出がある場合については、規則改正前の運用どおり、意見交換前の冒頭部分の取材、委員会終了後の記者に対するレクチャーを行うことは差し支えないものとする。

オ 委員会の議事概要について

委員会事務局は、委員会の議事概要を作成する。議事概要は、発言者の氏名及び肩書きを記載しない形式とし、出席委員の了承を得た上、ホームページ掲載等の相応な方法により公表するものとする。

カ 委員以外の職員の出席について

横浜家庭裁判所委員会運営検討会の構成員は、委員会の意見交換に必要な説明又は報告を行うため、委員会に出席することができる。

(6) 意見交換テーマ

横浜家庭裁判所から提案のあった次のテーマを取り上げる。

「横浜家裁家事調停委員の任命状況と今後の方針について」

「人事訴訟法に基づく参与員を確保するための方策について」

(7) 基本説明

ア ビデオ上映「新しく調停委員になられたみなさんに」(冒頭16分)

イ 家事調停事件の処理状況について(家事首席書記官)

家事調停制度の概要、横浜家裁の家事調停事件の推移(事前配布資料A-5)、処理状況(当日配布資料イ、裁判所データブック2003)、家事調停制度の充実の必要などについて説明があった。

ウ 家事調停委員の任命手続、任命状況について(総務課長)

横浜家裁における家事調停委員の任命手続の流れ(事前配布資料C-2)、男女比(同C-3)、職業構成(同C-4)、年齢構成(同C-5)などについて説明があった。

(8) 意見交換の要旨( :委員長, :委員)

裁判官委員から、離婚調停を例にとって、実際に話し合われる内容（未成年の親権者、子の監護者、監護者でない親と子との面接交渉、養育費、離婚の際の財産分与、慰謝料など）の紹介があった。

調停に関与したことのある委員から、子との面接交渉が問題となった実例の紹介があった。

事実かどうか確認したわけではないが、調停の当事者であるDV被害者が調停の担当者から配慮が足りない言動を受けたという話を聞いたことがある。

そのような問題や事故事例については、調停担当者個人の問題というより、システム全体として事例を分析し、対処していく仕組みをつくる必要があると思う。子供の問題については、実際に子の幸福が実現しているのかが問題である。調停後のフォロー、追跡調査などは行われているのか。利用者のニーズを把握するためにも、そのような仕組みが必要と思う。また、調停事件数が増えているという説明があったが、どれだけ大変なのかが見えてこない。重大深刻なケースはどのようなものがどのくらいあるのか。

残念ながら、調停後の追跡調査はできていないのが実情である。

調停委員が当事者と接する中で、ジェンダーやDVの関係で問題が発生するおそれも感じるが、調停委員に対する研修はどのように行われているのか。また、事件数が増えているという話については、調停を担当する裁判官、家裁調査官、書記官の数との対比の観点から見る必要があるだろう。

DV関係が絡んでいる事件は、被害者が自分自身できちんとした判断ができず、常にだれかの指示を受けないと行動できない状態になっていたり、それにつけ込んで儲けようという人間も現れたりする。ぐちゃぐちゃの状態の家裁に持ち込まれることも多いが、調停委員はそのような状況を果たして理解できるのかどうか。

調停委員に必要な資質としては、まず当事者の話をよく聴く姿勢が大切だと思われる。このようなカウンセリングマインドといった点についてはどうか。

調停委員としては、柔軟な考え方ができる人材を確保する必要があると感じる。調停委員の高齢化が見られるというが、そのような方々が社会を担ってきた時代とは、家庭や子供をめぐる状況はずいぶん変わってきた。あまり「あるべき家庭や家族の姿」を振りかざさず、当事者の話すことを聴いて、状況を受け止めることのできる資質が重要ではないか。また、ジェンダーの意識については、知らず知らずに身に

付いているもので、ジェンダーバイアスに当たるかどうか常に自分を顧みる必要がある。調停委員の選考面接の際、ジェンダーの視点も考慮しているという説明があったが、具体的なチェック項目があるのなら教えてほしい。また、特に明確なものがないのなら、是非作っていただきたいと思う。

調停委員の年齢層やジェンダーの話題が出たが、若手の人材、女性候補者の確保という点についてはどうか。

若手の人材ということなら、青年会議所の若手OBが考えられる。青年会議所には女性の方も多い。また、神奈川県には、女性の有識者などを登録した女性人材情報システムがあり、このようなシステムを利用することも考えられる。

他の自治体でも同様のものがあって、その女性の専門分野などが記載され、インターネットで公表されている。

若い人が少ないということだが、任命する側が思い切って若い人に注目し、個別にピックアップすればよいと思う。単に組織に対して候補者の推薦を依頼していくことは簡単だが、それにしても、その中の若い人を希望するなどの方法があるはずである。

民生委員や児童委員の中でも、主任児童委員には若くて熱心な人もいて、調停委員として適任かもしれない。ただ、調停にあまり時間を要するとすると、出てこられる人は限られてしまう。若手の確保の必要性については、例えば、若い夫婦のDV問題については、高齢の調停委員では理解しにくいだろうし、同年代の調停委員も必要だろう。事件を担当する2人のうち少なくとも1人は若手を持ってくるような配慮も考えてよいと思う。また、ボランティア団体に推薦依頼をすることも考えられ、幅広く声をかけることが必要である。

先ほど説明のあったデータでは、年間新たに8000件以上が申し立てられているようだが、調停委員1人が年間どのくらいの事件を担当することになるのか。また、調停に要する平均的期間はどのくらいか。

年間で40件以上担当する調停委員も多い。審理期間は4か月から5か月というところで、80.6%が6か月以内に終了している。

調停委員もそうだが、裁判官も大変忙しいと聞いている。裁判官1人当たりだと、進行中の調停の未済事件をどのくらい持っているのか。

現在の状況では、裁判官1人が常時400件程度を持っている。

調停委員も裁判官もそんなに大変な状況では、推薦する側も、なかなか簡単に調停

委員に推薦するというわけにはいかないと感じる。かなり責任感が強くないとできないだろう。

そうだからこそ、調停委員の給源の確保が大切だということになる。

先ほどの任命状況の説明で、調停委員の職業構成の話があったが、弁護士や専門調停委員の割合など、現在の構成は望ましい姿といえるのか。

現在、弁護士及び専門調停委員の割合は4分の1程度である。家事調停事件の新受件数のうち、婚姻中の夫婦間の事件が50%以上を占め、夫婦親子間の事件を合わせると8割近くになるが、このような事件は必ずしも弁護士や専門調停委員が扱うのがふさわしいともいえない。現在の職業構成自体は、それほど問題ではないと思われる。

今後、委員会では、横浜家裁の状況について説明を受けながら意見を出し合うことになるが、家裁の施設は、地裁と比較してもずいぶん劣っているように感じる。委員の中にはこれまで家裁に来たことのない方も多いただろうし、実質的な意見交換をするためにも、実際に調停が行われる調停室などの施設を皆さんに見てもらふ必要があると思う。

本日は既に予定時間が迫っているが、この委員会終了後に時間のある方は、庁舎の見学をしていただいて結構である。

家裁に対してお願いしたいが、DV被害者が調停当事者となった際には、加害者の待ち伏せに合うことのないよう呼出時刻や退所時刻に配慮してほしい。また、加害者から調停申立があった場合に、家裁から被害者の連絡先を知りたいとの要請があっても、被害者保護を優先し、居所を明らかにできないことを理解してほしい。

そのような事案については、これまでも配慮してきているが、今後とも一層徹底したい。それでは、次回のテーマについてであるが、今回は時間の関係で、もう一つの人事訴訟移管の関係に入れなかったのが、次回の継続テーマとしたいがよろしいか(各委員了承)。また、今回、次回と家事関係のテーマが続くので、テーマの候補として少年事件関係も挙げておきたいがどうか(各委員了承)。なお、人事訴訟のテーマについては、基本説明として、人事訴訟と調停制度の関係、人事訴訟制度の概要と参与員の役割、参与員の任命手順と候補者確保の状況を説明させていただき、意見交換に入りたいと考えている。

#### (9) 次回委員会の予定

次回の期日は平成16年3月又はそれ以降とし、事務局において調整する。

次回の期日には、希望する委員に、本館及び別館（現在増築中）の庁舎見学を行う。

(10) 次回以降の意見交換テーマ

「人事訴訟法に基づく参与員を確保するための方策について」

「少年事件の状況と少年審判の運営について」